

「第4回 国際サステナブルグッズ EXPO 夏」和歌山県ブース装飾等業務委託仕様書

下記のとおり開催される展示商談会「第4回 国際サステナブルグッズ EXPO 夏」（以下「サステナブル EXPO」という。）での和歌山県ブース出展に伴う装飾を中心とした下記の業務を行う。

記

1. 展示会について

展示会名	第4回 国際サステナブルグッズ EXPO 夏（ライフスタイル Week 内）
開催期間	令和6年7月3日（水）～7月5日（金） 搬入日：7月2日（火）
開催場所	東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
出展製品	SDGsの17のゴールのいずれかを目標として開発したインテリア・雑貨等（非食品）

2. 委託業務内容

（1）概要

- ア 和歌山県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去
- イ バイヤー向け出展事業者チラシの作成
- ウ その他和歌山県ブースの企画、設営に必要な業務

（2）詳細

ア 装飾全般

- （ア） 出展事業者の製品を効果的にアピールできる装飾とすること。
- （イ） 来場者を効果的に集客できるレイアウトとすること。
- （ウ） 出展事業者が出展物を展示しやすく、かつ商談を行いやすいブース装飾を行うこと。
- （エ） 和歌山県ブースであることが一目でわかる装飾を行うこと。
- （オ） 別添資料1に記載の出展事業者の「出展戦略」を踏まえた上で、トレンドを押さえたブースデザインとすること。

イ ブース装飾

- （ア） 出展規模 3小間（5.4m×9m） ※3面開放（6m辺のうち1辺が隣接小間）
- （イ） 出展事業者 7社（別添資料1を参照）
- （ウ） 小間配置
 - ・ 出展事業者が出展物を展示しやすく、かつ商談を行いやすいブース装飾を行うこと。
 - ・ 集団出展ブース内に最低限の商談スペースを1カ所設けること。
 - ・ ブース内に最低限の規模の共有ストックヤードを設けること。

ウ 運営管理体制

- （ア） 財団及び出展事業者との連絡調整を行った上で、展示会事務局に対して、備品の配置、

設営工事及び許可申請書類等の各種申請書類を提出すること。

- (イ) 設営及び展示会開催期間中に運営管理に係る問合せや不測の事態が生じた場合において、速やかに現場に駆けつけ、対応できる体制であること。

エ 小間配置及び必要備品

- (ア) 出展事業者が商談をしやすく、かつ来場者を効果的に集客できるブースとすること。
また、床面は商談に支障をきたさないようフラットにすること。
- (イ) 設置する備品については、別添資料2を参照することとし、以下に注意した装飾及び備品等を備えた企画にすること。
- ・出展事業者の占有面積は均等に配分すること。
 - ・照明は、他ブースと比較して沈み込まないよう明るくすること。なお、出展製品の特徴に合わせて昼白色、電球色を使い分けること。
 - ・別添資料2の備品以外で出展事業者が希望する追加什器については、出展事業者の費用負担により設置し、出展事業者から経費の支払いを受けること。また、追加什器を配置したうえで、十分な通路を設けること。
 - ・パンチカーペットを全面に敷くこと。
 - ・コンセント（100V、2個口）を出展者、財団インフォメーションスペース、バックヤードにそれぞれ設置すること。
- (ウ) ブース内共用のストックヤードは最低限のサイズとし、荷物棚、机、椅子を備え付けること。
なお、ストックヤード内は打ち合わせ等で使用することがあるため、装飾にかかる備品などは整理整頓しておくこと。

オ バイヤー向け出展事業者チラシの作成

- (ア) 和歌山県ブースの出展事業者を紹介するチラシを作成すること。なお、デザインは事業担当者との打ち合わせにより微修正することがある。
- (イ) チラシはブースデザインと統一感のあるものとし、受け取った来場者からの問合せに繋がるような工夫を行うこと。
- (ウ) チラシには以下の内容を記載すること。
- ・出展者情報（事業者名、取扱商品、商品画像、連絡先、ホームページ、二次元バーコード、SDGs ポイント等）
 - ・和歌山県ブースの小間番号
- (エ) サイズは日本産業規格A4、両面4色フルカラー印刷とする。
- (オ) 300枚作成し、展示会会期の2週間前に財団へ納品すること。
- (カ) チラシのPDFデータを財団に提出すること。

カ 費用負担

上記エ（イ）に記載する追加什器に関連する費用以外のすべての装飾、備品、電気代、会期中の小間内清掃・ゴミ処理代及び搬入出等を含む経費の支払を行うこと。

キ その他

- (ア) 受託者は、令和6年4月26日（金）に開催予定の出展事業者説明会で使用する運営等に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。
- (イ) 製作物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、製作物の引渡しをもって財団に譲渡されるものとし、著作権者は、製作物に係る著作者人格権を将来にわたり一切行使しないものとする。なお、財団が製作物のデータの提出を求めた場合は、速やかに提出するものとし、財団は、当該データを自由に再利用できるものとする。
- (ウ) 受託者は、契約締結時に財団に提出した企画提案書ののっとり業務を実施するとともに、事業担当者と必要な協議（報告を含む。）を行い、その指示に従うこと。
- (エ) 契約締結後に生じた事由（参加事業者数の変更、装飾工事の設置基準の変更等）により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、受託者は、財団と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を財団に提出すること。
- (オ) 上記（エ）に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、財団は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結することとする。